

伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和4年伊那市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第9条第2項に規定する準ずる区域)

第3条 条例第9条第2項に規定する準ずる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 同条第2項第7号に規定する準ずる区域 長野県が地すべり危険箇所（土木）、地すべり危険地（農政）又は山地災害危険地区（地すべり危険地区（林務））として公表している区域
- (2) 同条第2項第8号に規定する準ずる区域 長野県が急傾斜地崩壊危険箇所又は山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区（林務））として公表している区域
- (3) 同条第2項第9号に規定する準ずる区域 長野県が土石流危険区域、土石流危険溪流又は山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区（林務））として公表している区域

(事前協議)

第4条 条例第10条第1項の規定による事前協議を行おうとするときは、事業概要書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 位置図（事業区域及び事業区域の境界から水平距離30メートルの範囲が確認できるもの）
- (2) 現況写真（事業区域及び太陽光発電設備の設置予定範囲が確認できるもの）
- (3) 公図の写し等（事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番が確認できるもの）
- (4) 次に掲げる事項が確認できる登記事項証明書の写し等
  - ア 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番
  - イ 所有者、占有者及び管理者
- (5) 次に掲げる事項が確認できる土地利用計画図
  - ア 事業区域の面積
  - イ 太陽光発電設備の型式、数量、設置方法及び発電出力
  - ウ 雨水排水の計画
- (6) 次に掲げる事項が確認できる計画縦横断面図
  - ア 事業区域の地盤面の斜度及び土地の高低差

- イ 太陽光発電設備の高さ及び傾き
- ウ 太陽光発電設備の設置に伴う造成等の有無
- エ 雨水排水施設の構造

- 2 市長は、前項の事業概要書が適当と認めるときは、当該事業に係る関係法令、条例及び関係ガイドライン（以下「関係法令等」という。）を取りまとめ、事業概要書受理書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 事業概要書受理書の交付を受けた事業者は、関係法令等の所管部署又は関係機関（以下「担当部署等」という。）と協議を行わなければならない。
- 4 前項の協議が完了したときは、その旨が確認できる書類を、条例第17条の許可申請書に添えなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合に限り、条例第20条の着手の届出の際にこれを添えるものとする。

（標識の記載事項）

第5条 条例第11条第1項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備設置事業の名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 太陽光発電設備の発電出力
- (4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (5) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 標識の設置日

（地域住民等への説明の手続）

第6条 条例第12条第1項の地域住民等への説明（以下「説明会等」という。）は、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 事業者に関する事項
  - (2) 設置する太陽光発電設備に関する事項
  - (3) 関係法令等に関する事項
  - (4) 工事に関する事項及び工事の際に配慮する事項
  - (5) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持の際に講ずる事項
  - (6) 事業区域及びその周辺地域の自然環境等の保全に関する事項
  - (7) 太陽光発電設備の維持管理及び安全性（緊急時の対応を含む。）に関する事項
  - (8) 太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項
  - (9) 太陽光発電設備の撤去及び事業の廃止に関する事項
  - (10) 地域住民等からの事業計画に対する意見の申出を受け付ける期間及びその場所に関する事項（抑制区域内事業者に限る。）
  - (11) 個人情報等の適正な取扱いに関する事項
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、地域住民等から求めがあった事項
- 2 説明会等を行った事業者は、説明会等を行った日から起算して7日以内に、説明会等実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

ならない。

- (1) 説明会等の議事録
- (2) 説明会等に用いた資料
- (3) 説明会等に参加した地域住民等の名簿
- (4) 説明会等の対象となった地域住民等の範囲が確認できるもの
- (5) 説明会等の実施状況が確認できる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

3 第1項第10号の意見の申出は、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を抑制区域内事業者に提出することにより行うものとする。

4 意見書の提出を受けた抑制区域内事業者は、意見及び見解に関する協議（以下「意見協議」という。）を行った日から起算して7日以内に、意見協議実施報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 意見協議の議事録
- (2) 意見協議に用いた資料
- (3) 意見協議に参加した地域住民等の名簿
- (4) 意見書の写し
- (5) 見解書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの  
（同意の手続）

第7条 条例第13条第3号の自治会等の長は、原則として区長とする。ただし、区長が認めた場合に限り、次に掲げるいずれかの者を自治会等の長とすることができる。

- (1) 町総代
- (2) 常会長
- (3) 隣組長
- (4) 前3号に準ずる者

2 前項第1号から第4号までの者を自治会等の長とするときは、委任に係る届出書（様式第5号）による。

（あっせんの手続）

第8条 条例第16条第1項のあっせんの申請は、太陽光発電設備設置に係るあっせん申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) あっせんの申請に至るまでの協議経過が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

2 条例第16条第5項の規定による通知は、太陽光発電設備設置に係るあっせん打ち切り通知書（様式第7号）による。

（許可の申請）

第9条 条例第17条第1項の許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業実施許可申請書（様式第8号）を市長に申請しなければならない。

2 条例第17条第2項第6号の規則で定める事項が記載された書類は、次に掲げる

ものとする。ただし、市長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

(1) 第4条第4項の協議が完了した旨が確認できる書類の写し

(2) 条例第13条第2項の同意を証する書類

(3) 条例第14条第1項の協定に係る書面の写し

(4) 事業者及び現場管理者に係る次に掲げる書類

ア 住民票の写し（事業者又は現場管理者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第9号））

イ 欠格要件非該当誓約書（様式第10号）

ウ 事業者又は現場管理者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第9号））

エ 事業者又は現場管理者に条例第18条第1項第2号キに規定する特定使用人がある場合は、使用人一覧表（様式第11号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

3 市長は、第1項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、太陽光発電設備設置事業実施許可書（様式第12号）を交付するものとする。

4 事業者は、提出の要求があったときは、前項の太陽光発電設備設置許可書の写しを提出しなければならない。

（特定使用人）

第10条 条例第18条第1項第2号キの特定使用人は、次に掲げる者とする。

(1) 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

(2) 前号に掲げる者のほか、太陽光発電設備設置事業に係る契約を締結する権限を有する者

（許可の基準等）

第11条 条例第18条第1項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成等が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。

ウ 現状の地盤面が斜度15度以上の角度をなしている区域（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面の斜度にも準用する。）に太陽光発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合には、当該措置が講じられていること。

- エ 事業区域内の雨水その他地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- オ 排水路、河川その他排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他施設が設置されていること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項
- ア 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。
- イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。
- ウ 工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。
- エ 太陽光発電設備が景観に与える影響を十分に検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられていること。
- オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。
- カ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。
- キ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。
- ク 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他必要な措置が講じられていること。
- ケ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。
- (3) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項
- ア 地域住民等から地域の自然環境等に関する情報及び懸念事項等の情報を聴き取り、事業区域及びその周辺地域の実情に即した事業計画を作成するために必要な措置が講じられていること。
- イ 説明会等を行うときは、多くの地域住民等への事業計画の周知及び多くの地域住民等からの意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。
- ウ 事業の期間において、自治会等の長及び地域住民等と当該事業に関する協議が継続的に実施できるために必要な措置が講じられていること。
- (4) 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項
- ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請する場合にあっては、当該認定を受けることが確実であると見込まれること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしない場合にあっては、同条第3

項の認定における再生可能エネルギー発電設備の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。

(変更の許可の申請)

第12条 条例第19条第1項の許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業変更許可申請書(様式第13号)に、第9条第2項に規定する書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該変更に係る関係法令等を取りまとめるとともに、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、太陽光発電設備設置事業変更許可書(様式第14号)を交付するものとする。

3 条例第19条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 設置者の氏名又は住所(太陽光発電設備設置事業を他者に譲渡する場合を除く。)の変更
- (2) 現場管理者の氏名又は住所の変更
- (3) 設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更

4 条例第19条第2項に規定する届出は、事業計画軽微変更届出書(様式第15号)による。

(着手の届出)

第13条 条例第20条の規定による届出をしようとする者は、設置工事着手届(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 第4条第4項の協議が完了した旨が確認できる書類の写し
- (2) 条例第17条第3項の規定による認定を受けた場合は、それを証する書類(工事完了の検査の手続)

第14条 条例第21条第1項の検査を受けようとするときは、工事完了検査申請書(様式第17号)を市長に申請しなければならない。

2 条例第21条第2項の通知は、工事完了検査済通知書(様式第18号)による。  
(事業の廃止の手続)

第15条 条例第23条第1項の事業を廃止したときは、事業廃止届(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項が確認できる書類
- (2) 太陽光発電設備の撤去及び事業の廃止の後に係る事項が確認できる書類
- (3) 前2号に関する事項について、説明会等の実施状況が確認できる書類
- (4) 廃止(撤去)後の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(身分証明書)

第16条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20号)

による。

(公表の手續)

第17条 条例第28条第1項の公表は、伊那市公式ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(委員会の運営)

第18条 条例第30条第1項の委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。